

陽性者のHPSC利用可能日について

厚生労働省の指針では、有症状者は発症から7日間以上経過し、症状軽快から24時間以上経過した場合は、8日目から療養期間解除とされているが、HPSCでマスクオフでの接近機会があるため、有症状者の「アスリート及びアスリートと濃厚接触が避けられないスタッフ」については、10日間の療養期間とし、「それ以外」は7日間を療養期間とする。

なお、有症状の場合は10日間、無症状の場合は7日間が経過するまでは、感染リスクがある。検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底が重要となる。

分類		日数											
		0	1	～	5	6	7	8	9	10	11		
有 症 状	アスリート及びアスリート と濃厚接触が避けられない スタッフ	発 症											HPSC 利用可能
	それ以外	発 症						HPSC 利用可能					
無 症 状	アスリート及びアスリート と濃厚接触が避けられない スタッフ	検 体 採 取						HPSC 利用可能					
	それ以外	検 体 採 取			★ 【※】	HPSC 利用可能	HPSC 利用可能	HPSC 利用可能					

※5日に抗原定性検査キットによる検査（自費検査）で陰性を確認した場合、7日間の待機を待たず6日目以降にHPSC利用可能